

別表(3) 入学検定料・学生納付金(第 38 条・第 38 条の 2・第 38 条の 3・第 39 条関係)

1. 入学検定料

納付金種別	金 額
入学検定料	35,000 円

2. 学生納付金

(1) 入学金

① 修士課程

第 28 条に規定する入学及び第 30 条に規定する転入学は 150,000 円とし、  
第 29 条に規定する再入学は 70,000 円とする。

② 博士後期課程

第 28 条に規定する入学及び第 30 条に規定する転入学は 277,000 円とし、  
第 29 条に規定する再入学は 130,000 円とする。

(2) 授業料及び施設設備費

① 修士課程

納付金種別	1 年次	2 年次
授業料	535,800 円	535,800 円
施設設備費	305,000 円	305,000 円
計	840,800 円	840,800 円

② 博士後期課程

納付金種別	1 年次	2 年次	3 年次
授業料	540,800 円	540,800 円	540,800 円
計	540,800 円	540,800 円	540,800 円

(3) その他諸納付金

① 復籍料

30,000 円とする。

② 休学時の在籍料

年額 60,000 円とする。

ただし、前期又は後期の休学を許可された場合の在籍料は、年額の 2 分の 1 とする。